

市庁舎管理規程

制 定 令和 2 年 1 月 31 日 総管第 1910 号（局長決裁）

最近改正 令和 6 年 3 月 29 日 総管第 2565 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市庁舎管理規則（昭和 36 年 2 月横浜市規則第 4 号。以下「規則」という。）第 1 条の目的を達成するため、市庁舎の管理に関して必要な事項を定める。

（用語の意義）

第 2 条 この規程における用語の意義は、規則の例によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

（1）市庁舎建物 市庁舎が属する建物をいう。

（2）公用車駐車場 市の事務事業の用に供する目的で運行する自動車、原動機付自転車（以下「自動車等」という。）及び議会運営に伴って必要となる自動車等を駐車するために設置された駐車場をいう。

（3）荷捌場 市庁舎建物に物品等を搬出入する際に、自動車等から物品等を降ろし、又は物品等を自動車等に積み込むことを目的に整備された場所をいう。

（フロア管理者）

第 3 条 庁舎管理者は、規則第 6 条に定める管理補助者を、フロアごとに指定することができる。

（事業者による管理補助）

第 4 条 庁舎管理業務のうち、警備、来館者への案内等の事実行為については、事業者に委託することにより実施することができる。

（管理上必要となる事業者の指定）

第 5 条 市庁舎建物を使用する者に起因して警備、清掃、廃棄物処理等が必要となり、当該使用者がそのための業務委託を実施する場合において、庁舎管理上の必要があるときは、庁舎管理者は、その受託者を指定することができる。

（管理運営事業者等の連携）

第 6 条 市庁舎建物内において、施設、設備等の管理、運営に係る業務を担当する事業者（以下「管理運営事業者等」という。）は、それぞれ互いに連携し、協力しあうものとする。

（指定部分）

第 7 条 規則第 8 条第 2 項に規定する指定部分は、地下 2 階から 3 階までにおける別図 1 で示した範囲、及び 4 階以上のフロアをいう。

(入館証の貸与)

第8条 指定部分に出入りしようとする者は、その目的を明らかにした上で、入館の都度、入館証の貸与を受けなければならない。ただし、職員、市議員及びあらかじめ庁舎管理者から一定期間有効な入館証の貸与を受けている者はこの限りでない。

2 指定部分に滞在する間は、貸与を受けた入館証を常時携帯し、庁舎管理者、管理補助者又は庁舎管理者が指定する者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 貸与を受けた入館証は、次のとおり返却しなければならない。

(1) 入館の都度貸与を受けた場合 退館時

(2) 一定期間貸与を受けた場合 貸与期間の満了の時又は入館証が不要となった時

4 貸与を受けた入館証を紛失、汚損又は毀損した者は、速やかに庁舎管理者に申し出なければならない。

5 前項の場合において、一定期間、入館証の貸与を受けた者は、入館証の再発行に要する実費を弁償しなければならない。

(管理運営事業者等への入館証の貸与)

第9条 庁舎管理者は、管理運営事業者等のうち必要と認める者に対し、当該事業者の従業員等のために、入館証を一括して貸与するものとする。

2 前条第3項から第5項までの規定は、管理運営事業者等への入館証の貸与について準用する。

(入館証の貸与の特例)

第10条 第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、入館証の貸与を受けずに入館することができる。

(1) 工事や設営、搬出入などの作業のために大人数の作業者の入館が必要な場合で、別に定める方法により、庁舎管理者が認めたとき。

(2) 視察や見学などのために必要な入館であると庁舎管理者が認めた場合

(3) その他災害等への緊急対応のため庁舎管理者がやむを得ないと認めた場合

(市庁舎における掲示)

第11条 市庁舎における掲示物の掲示は、次の各号に掲げる方法によらなければならない。

(1) 法令等によりその掲示方法が定められている公示等 当該法令等により定められた方法によるものとする。

(2) その他の掲示物 原則として電子機器を用いた掲示板(デジタルサイネージ)を用いるものとする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる掲示には適用しない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による目的外使

用の許可を受けた区画内で行う掲示

(2) その他庁舎管理者が特に認めた掲示

3 規則第9条第5項ただし書に定める、庁舎管理者が特に必要と認める場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 規則第22条に基づく使用許可を受けて行う行為及び当該行為の周知に係る掲示

(2) 歳入の確保に資するものとして庁舎管理者が認めた広告

(3) その他市長が認める場合

(会議室の使用)

第12条 横浜市行政情報ネットワーク管理規程に規定する横浜市情報ネットワーク(YCAN)の会議室予約システムにおける会議室の利用予約の完了は、規則第10条の承認とみなす。

(行為の制限の除外)

第13条 市庁舎について規則第12条第1項ただし書の別に指定する行為は、次に掲げるものとする。

(1) 規則第12条第1項各号に掲げる行為のうち、次に掲げるもの

ア 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき貸し付けた区画内で行う行為

イ 地方自治法第238条の4第7項の規定による目的外使用の許可を受けた区画内で行う行為

ウ 規則第22条第1項の市庁舎低層部の使用許可を受けた者が当該区画内で行う行為

(2) 規則第12条第1項第3号、第5号、第6号及び第8号に掲げる行為のうち、市民協働推進センターの区画内で市民協働推進センター事業に基づく占用利用の一環として行われるもの

(3) 規則第12条第1項第8号に掲げる行為のうち、本市の事業として、又は当該事業に関連して行われる会議等(事前調整を目的とする打ち合わせ及び来庁者からの陳情、要望、相談等を含む。)において、当該会議等に参加する本市職員、来庁者等全員の同意をもって行われる行為又は会議等参加者その他の第三者を特定しうる外見等個人情報が識別されない範囲で行われるもの

(開館、閉館時間)

第14条 規則第14条第1項ただし書に基づき、庁舎管理者が定める開閉時間は、別表1に定めるとおりとする。

2 全ての入口が閉鎖されている時間における市庁舎への出入りについては、庁舎管理者が

別途定める。

(廃棄物の処理)

第 15 条 市庁舎から排出された廃棄物は、原則としてフロアごとに庁舎管理者が指定する場所に集積し、各フロアからの回収及び処理は庁舎管理者が指定する者が行うこととする。ただし、横浜市以外の事業者から排出される廃棄物等の処理については、別途庁舎管理者が定めるところに従うものとする。

(駐車等)

第 16 条 市庁舎建物及びその敷地内に、車両その他これに類するものを駐車しようとする場合は、原則として、次に掲げる駐車場を使用しなければならない。

(1) 1 階 自転車駐車場

(2) 地下 1 階 市庁舎駐車場

(3) 地下 2 階 公用車駐車場

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ庁舎管理者の承認を受けた場合又は緊急事態が発生した場合は、駐車場以外のスペースに駐停車することができる。

3 庁舎管理者は、前 2 項の規定に反して市庁舎建物及びその敷地内に駐車した者に対し、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導することができる。

4 地下 2 階公用車駐車場に設置されている電気自動車急速充電器及び普通充電器を利用した者は、電気料金及び設備維持管理費相当分を負担しなければならない。

(物品等の搬出入)

第 17 条 市庁舎建物に定期的に継続して物品等を搬出入しようとする者は、原則としてあらかじめ庁舎管理者の承認を受け、地下 2 階荷捌場を使用しなければならない。ただし、その性質上やむを得ないものと庁舎管理者が別に定める場合はこの限りでない。

2 庁舎管理者は、前項に定める方法に従わない者に対し、荷捌場を適切に使用するように指導することができる。

(エレベーター)

第 18 条 市庁舎のエレベーターは、それぞれ次に示す用途の区分に従って使用しなければならない。ただし、特に庁舎管理者が認めた場合はこの限りでない。

(1) 高層部エレベーター（3 階から 31 階までを結ぶもの） 来庁者、職員等用（第 4 号に掲げる目的で使用する場合を除く。）

(2) 中層部エレベーター（3 階（一部、地下 2 階）から 8 階までを結ぶもの） 議会への来庁者、市会議員等用。

(3) 低層部エレベーター（地下 2 階から 3 階までを結ぶもの） 来庁者、来館者等用

(4) 業務エレベーター（地下 2 階から 31 階（一部、32 階）までを結ぶもの） 警備、清

掃、物品搬出入など建物の管理・運営・メンテナンス等用

(5) 低層部業務エレベーター（地下2階から2階までを結ぶもの）市庁舎低層部への物品搬出入等用

2 前項に定めるもののほか、各エレベーターの使用にあたっては、庁舎管理者が別途定める使用方法を遵守しなければならない。

（エスカレーター）

第19条 エスカレーターは、原則として台車を使用した搬出入に使用してはならない。

（空調の管理）

第20条 市庁舎の空調は、規則第14条第1項に定める指定部分の開館時間中は庁舎管理者が一括して、それ以外の時間中は各区画の管理者が管理する。

2 空調管理に当たっては、省エネルギーと低炭素化を旨として行うものとする。

（全館停電）

第21条 庁舎管理者は、電気事業法その他の関係法令に従い、年1回、建物の全ての電気設備等を停止して必要な点検を行うものとする。

（委任）

第22条 この規程に定めるもののほか、市庁舎の管理に関し必要な事項は、庁舎管理者が定める。

2 前項のほか、地方自治法第238条の4第7項に基づく使用に関し必要な事項は、市長が別途定める。

附 則

1 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例（平成26年9月横浜市条例第55号）の施行の日までの間におけるこの規定の適用については、第2条第1号中「市庁舎」とあるのは、「市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例（平成26年9月横浜市条例第55号）の施行の日以後に横浜市市庁舎となる建物」とする。

附 則

1 この規定は、令和2年5月25日から施行する。

附 則

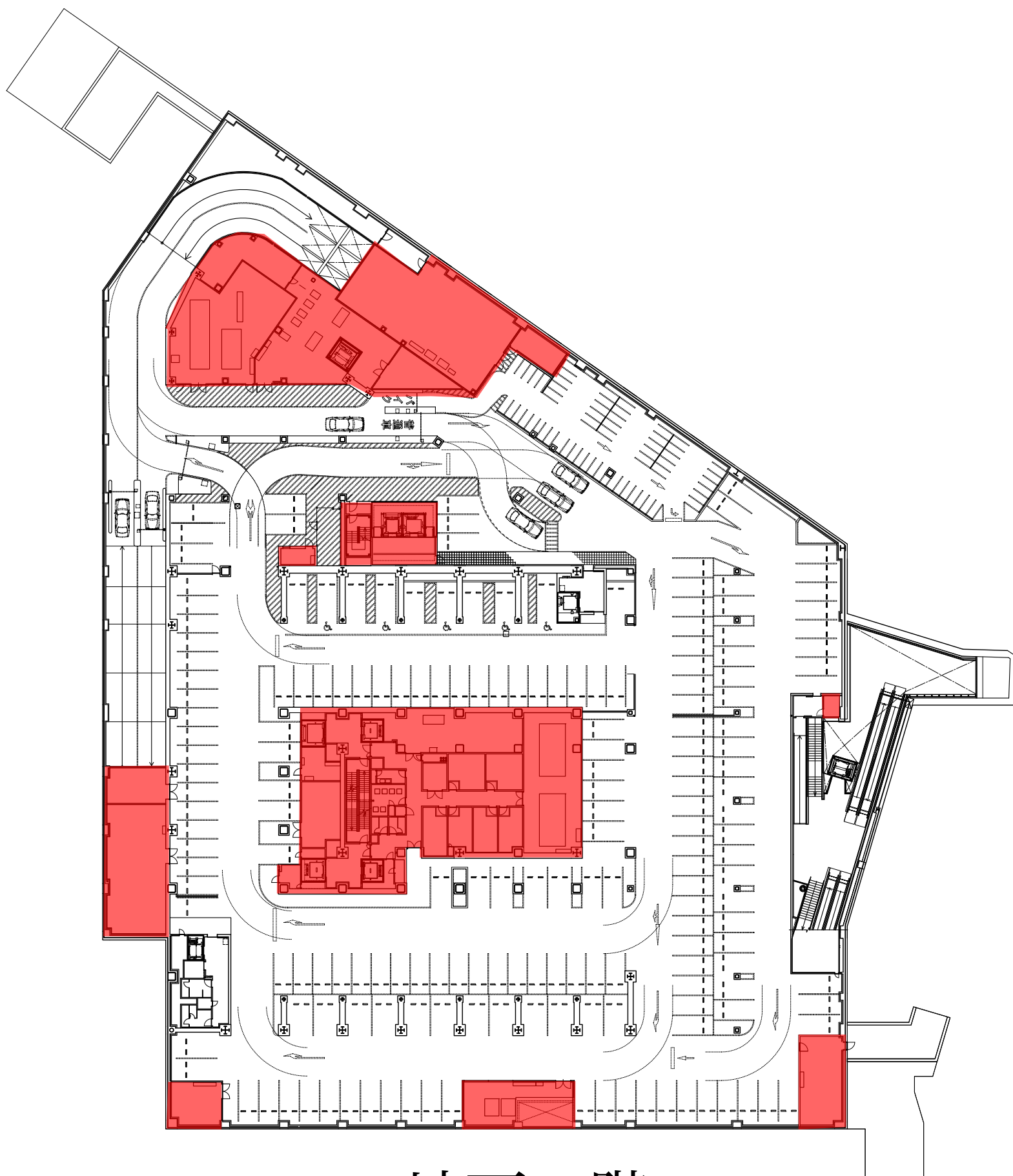
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別図 1

指定部分 ■



地下2階



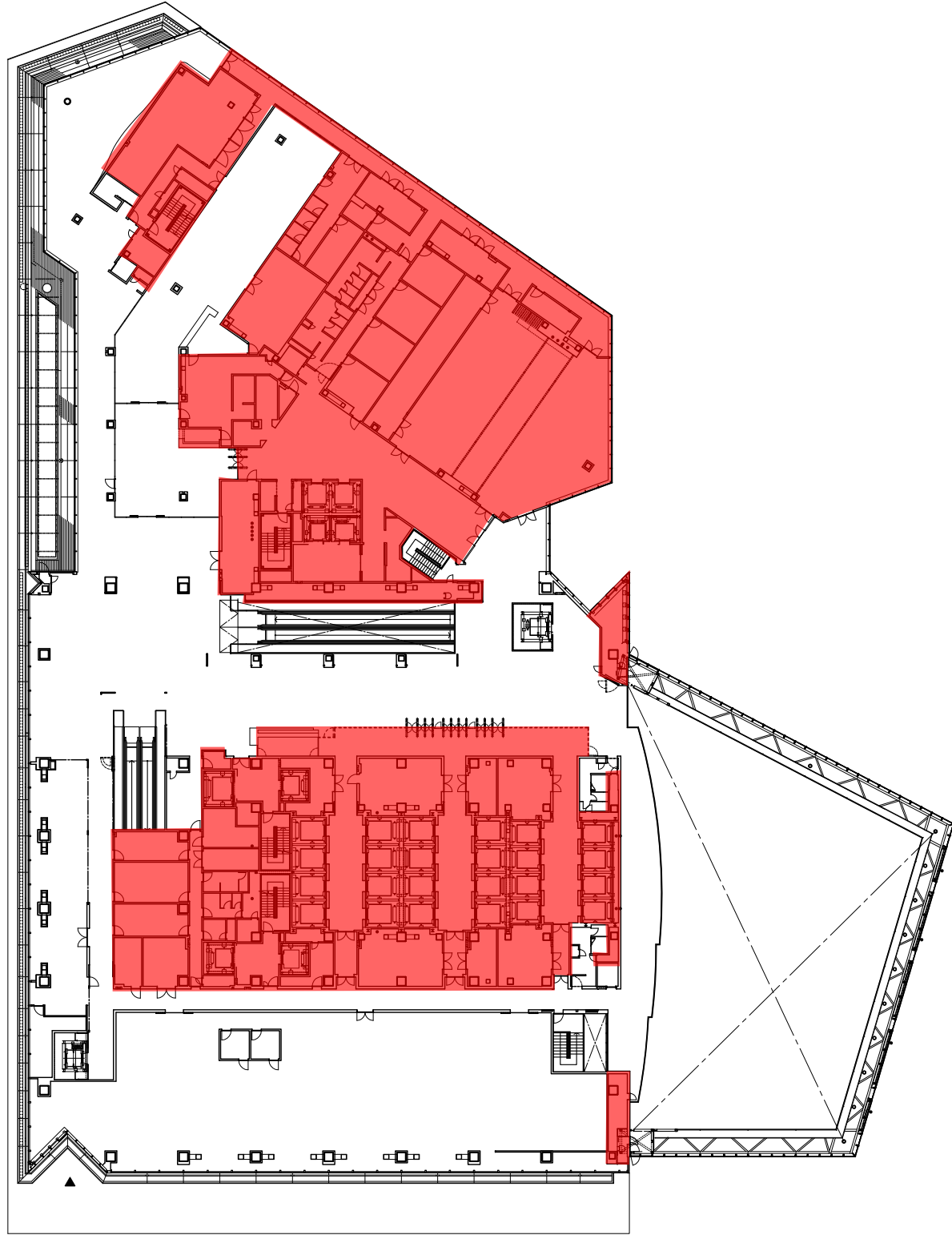
地下1階



1 階



2階



3階

別表 1

各出入口開閉時間

出入口場所		開館時間	閉館時間
地下2階	馬車道駅連絡通路	4:50	24:40
地下1階	駐車場口	4:50	24:40
1階	駐輪場出入口 みなとみらい方面口 水辺テラス口 野毛・桜木町方面口 メインエントランス	7:00	23:30
	北プラザ口 南プラザ口	4:50	24:40
2階	北仲通北方面口 水辺デッキ北口 水辺デッキ中央口 桜木町駅方面口 (連絡デッキ経由)	7:00	23:30